

審査書

(仮称)北仲通北地区 B-1 地区新築工事に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に関する横浜市環境影響評価条例第31条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中竹春

事業を進めるに当たっては、事業内容及び地域特性を考慮し、準備書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意してください。

1 事業計画

(1) 緑化計画

屋上及び敷地北側の緑地は、日照等の状況や管理手法を踏まえて計画を検討してください。また、広場と北仲通北第二公園との一体的な利用がしやすいような設えを、現在の利用状況も踏まえて検討してください。

2 環境影響評価項目

(1) 工事中

ア 廃棄物・建設発生土

混合廃棄物等の排出抑制について、設定した数値目標を評価書に記載し、その達成に向けて努めてください。また、数値目標を設定できない廃棄物についても、環境の保全のための措置を徹底し、排出量の一層の抑制に努めてください。

イ 土壌

既存資料により、土壌汚染が明らかになっているため、施工計画に応じた詳細な対策を、評価書に記載してください。

ウ 地域社会

対象事業実施区域周辺に工事車両を待機させない計画としていることから、その検証のため、事後調査の項目に、路上の待機車両の台数の調査を加えてください。

(2) 供用時

ア 騒音

予測に見込まれていた防音パネルの設置位置及び防音効果等を、予測条件として評価書に記載してください。また、地上 31m における予測結果の根拠についても、評価書に記載してください。

イ 地域社会

通学路等への影響も確認していることが分かるように、歩行者交通量調査地点の選定理由を、評価書に記載してください。